

児童手当制度が改正されました

支給対象年齢の拡大・所得制限の引き上げ

拡大の内容

支給対象年齢を、小学校第3年生（9歳到達後最初の年度末まで）から、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末まで）に拡大し、所得制限額も引き上げられました。

また、9月30日までに認定請求することにより、4月分（または、支給要件に該当した日）までさかのぼって支給されます。

ただし、改正前の所得制限限度額内の人は、申請した日の翌月分から支給となります。

▼申請が必要な人

●小学校5・6年生（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）を養育している人

受給していない人は認定請求書、受給中の人は額改定認定請求書の提出が必要です。

●所得制限等により受給していない人
認定請求書の提出が必要となります。

▼支給額

第1子・第2子Ⅱ 5,000円
第3子Ⅱ 10,000円

▼添付書類等

●認定請求書の場合

- ・健康保険証のコピー（国民年金加入者は保険証の提示のみ）
- ※被保険者（養育者）の氏名、生年月日が確認できる部分のコピーが必要です。

○印かん

- 受給者本人名義の銀行口座
- 児童手当用所得証明書

・平成18年1月2日以降に転入した人は、平成18年度分と平成17年度分が必要です。

・平成17年1月2日から平成17年12月31日の間に転入した人は、平成17年度分が必要です。

※平成18年度分は、平成18年1月1日に住民登録をしていた市役所、町村役場で、平成17年度分は、平成17年1月1日に住民登録をしていた市役所、町村役場で交付してもらってください。

●額改定認定請求書の場合

- ・印かん
- ▼問い合わせ先Ⅱ

健康福祉課 子育て支援係
☎9130

地域の農地・水・農村環境を守っていくための新しい制度が始まります

農地や農業用水は、農業を行うための基盤となるものですが、美しい景観や豊かな生態系を保全するといった様々な機能も持っており、地域の共有財産と言えるものです。こうした財産を地域が共同で守っていくとともに、環境にやさしい農業を一体的に進めていくための取組に対する支援が、平成19年度から始まります。

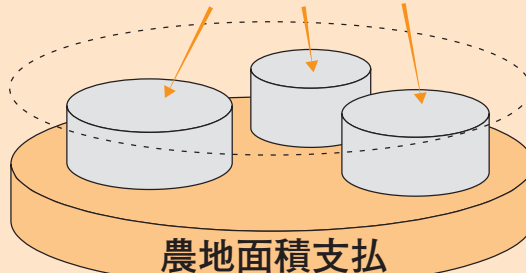
■土づくり、化学肥料・農薬の低減



営農活動への支援

地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払
+集落等を単位とする支援



農地面積支払

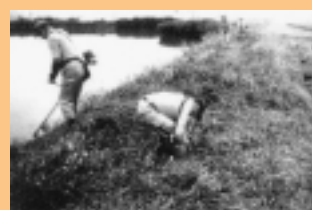
共同活動への支援

農地・水等を守り、質を高める効果の高い共同活動を支援

■アイガモ農法



■水路の草刈り



■水路の生き物調査



▼問い合わせ先＝産業振興課 農村振興係 ☎9136